

鳥取県告示第601号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成20年10月2日（木）	午後1時から 午後3時まで	米子市旗ヶ崎七丁目17-30 米子市住吉公民館
〃	平成20年10月3日（金）	午前10時から 午後3時まで	米子市博労町四丁目364 米子市啓成公民館
〃	平成20年10月6日（月）	午後1時から 午後3時まで	米子市立町四丁目105-23 米子市義方公民館
〃	平成20年10月7日（火）	午前10時から 午後3時まで	米子市東福原八丁目24-31 米子市勤労青少年ホーム
〃	平成20年10月10日（金）	午後1時から 午後3時まで	米子市大谷町1-1 米子市就将公民館
〃	平成20年10月21日（火）	〃	米子市夜見町3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
〃	平成20年11月4日（火）から同月28日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課